

知的財産戦略本部・権利保護基盤の強化に関する専門調査会（第3回）における委員の意見【平成15年11月28日】**【全般的な考慮事項】**

専門調査会の大前提は知財高裁創設を定めた推進計画であり、知財推進計画にそって、9番目の高等裁判所として導入すべきである。司法部はまな板の鯉であり、鯉があれこれ言っても調理人がたじろぐことはない。

産業界としては、「知的財産高等裁判所」を9番目の高等裁判所として創設するA案が良い。硬直的ということであれば、A案にT案の利点を付加して工夫すればよい。

改革を行うにあたって各制度間の調和という問題もあるが、この問題は日本の国全体の戦略の一環であり、新しい制度を作っていくという姿勢が重要である。他の諸制度にネガティブな影響を及ぼすことがあれば、知恵を絞って配慮して、硬直的な制度にならないようにする必要がある。

9番目の高裁として知財高裁を作ること、子供たちにそういう組織があることを学校で教育してもらって、知財の重要性を若い者に教えることができる。

民事司法制度の運営や改革については、利用者たる当事者の観点から検討すべきである。

T案は東京高等裁判所内に裁判所を創設するもので、現在の司法制度と本質的に整合し、連続性、法的安定性がある。裁判所や制度利用者である日弁連の知的財産政策推進本部もこの案を希望している。司法行政上の権限もあり、専門性、独立性を確保して裁判官の育成を確保することができる。

【いわゆる看板効果と組織の在り方】

内外に知財重視の国家政策を示すためにも、T案よりA案で9番目の高等裁判所を作り、全国の知財を横串にする方が国家政策が明確になる。

T案ではアピール度が激減する。東京高裁の下部組織では独立性はない。裁判所内裁判所は一般人や外国人には理解できない。

T案の代表判事よりもA案の高裁長官の方が地位が高い。代表判事といっても東京高等裁判所のナンバーツーではインパクトが弱い。文化庁よりも文化省が、人権擁護局よりも人権擁護省の方が明らかにアピール効果がある。

イギリスのпатентコートは高等法院の中にあるが、世界の中でイギリスのпатентコートが素晴らしいとは言われていない。イギリスの国家戦略を生み出すもとはなっていない。

労働裁判所や医療についてはどうするのだという人がいるが、それはケースバイケースで考えればよい。

なぜA案ならメッセージ性が強いと言えるのか。宣伝の仕方一つである。アメリカにドラッグコートがあると言われているが、新しい手続を

発明した裁判官がやっている裁判所をそう呼んでいるに過ぎない。裁判官のよいパフォーマンスがあった。

予算，人事は最高裁がやる。その意味ではA案もT案も差がない。ただ、知的財産高等裁判所の長が最高裁に対する発言権を確保することが大事であり、その意味で、T案の代表判事という名称については考慮すべき余地があるが、T案が相当である。

アナウンスメント効果というが、アメリカの少額裁判所と宣伝されていたものは、裁判所の中のある部がやっていた一つの手続でしかなかったが、その機能は大きく、日本の簡裁の少額裁判のもととなった。このように独立させた上で看板を掲げることで変わってくるものではない。

【管轄・移送】

職分管轄の問題は新たな制度を作るときは当然生じる問題に過ぎない。移送の問題もテクニカルに解決できる問題である。

T案では、土地管轄の狭い東京高等裁判所が、どうして全国の管轄の事件をやることができるのか。奇妙である。

著作権等は本来はすべて知財高裁で処理するのがよいが、地方の問題もあるということであれば、東京高等裁判所管内のものでもよい。

東京高等裁判所の管内だけは知的財産高等裁判所で著作権を扱ってもらえるというのはおかしい。仮に、家庭裁判所は東日本だけにあり、西日本の家庭関係の事件は地方裁判所で扱うということになるとそのおかしさがわかる。扱う事件についてしっかりとした独力の職分管轄を設けるとなると、その反面、管轄する区域によって分かれてしまう不都合が生じる。憲法上の問題がある。

A案では、東日本の著作権事件だけ知的財産高等裁判所で扱うということになると、法の下での平等の問題が生じる。

【巡回裁判】

裁判官の視野が狭くなるという問題点を指摘する人がいるが、特許庁の人は地方の土地や他の職業の人と触れる巡回審理で視野が広がっている。裁判官も巡回裁判で視野が広がる。出張専門の裁判官を設けることも考えていい。地方のニーズについては巡回裁判の導入で地方アクセスの問題の解消ができる。特許庁では地方での巡回審理をやっている。ITシステムの活用も考えられる。

アメリカの巡回裁判は法律審であり、口頭弁論も限られた時間で行うことができるので、それが可能である。日本のように事実問題を扱っている事実審で巡回裁判をすると限りなく難しい。ユーザーが不便になる。

【議論のとりまとめ】

ここまでの議論でメリットとデメリットの論点がほぼ出そろった。できれば次回とりまとめたい。本日の議論を踏まえて事務局に最終的なとりまとめを目指した論点整理・調整をしてもらい、次回、取りまとめ案について議論していただきたい。